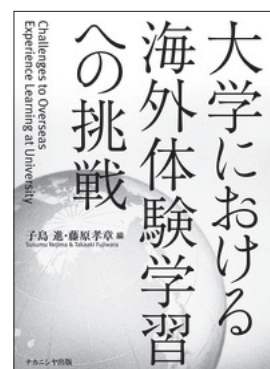


会員の皆さんが関わられた新刊についてご紹介いたします。



大学における海外体験学習への挑戦

子島進・藤原孝章 編著

出版社：ナカニシヤ出版／2017 年出版

授業づくり、ループリック、市民性、国際ワークキャンプ、リスクの共有化、受入側との関係構築、教職協働、リスク管理、キャリア形成と評価……様々な大学におけるプログラムを記述・分析する「事例編」と、海外体験学習をより広い視野から検討する「マネジメントと評価」編を通して、海外体験学習の成果と課題を詳説し、よりよい実践につなげるためのガイドブック。

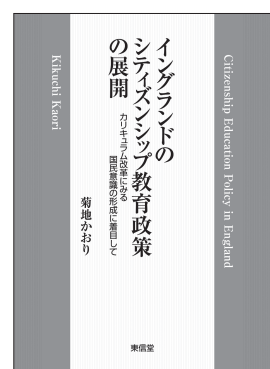


新版 教育課程論のフロンティア

大津尚志・伊藤良高 編著

出版社：晃洋書房／2018 年出版

教育課程論について法令、歴史、政策動向、実践、評価、経営、外国との比較などの観点から多角的な検討を企図している。大学の教職課程での学習にも使用することができる。新版学習指導要領及び最近の政策動向にも対応。



イングランドのシティズンシップ教育政策の展開

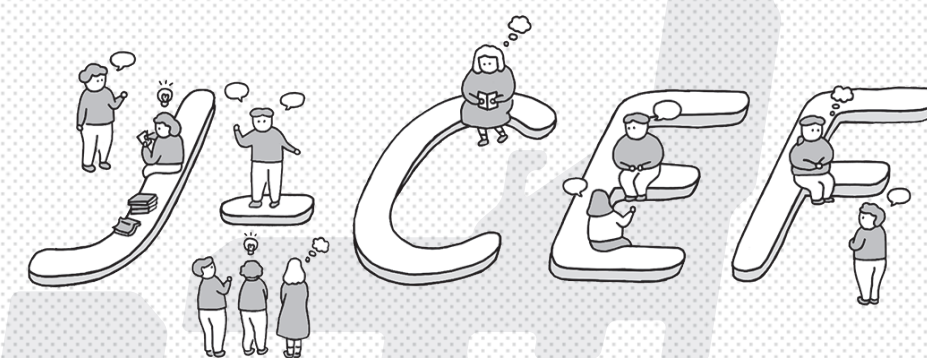
菊地かおり 著

出版社：東信堂／2018 年出版

イングリッシュか、ブリティッシュか、ヨーロピアンか。アイデンティティが重層的に折り重なるイングランドでは 1980 年代以降、「誰」が国籍や人権などの権利を享受するかをめぐる議論がなされてきた。本書では、3 度に渡るシティズンシップ教育改革の詳細な分析を通して、そこに「誰」が「いかに」包摂されてきたか、その歴史の変遷を捉える。イングランドにおける教育政策が国民意識形成に担った役割を明らかにし、今日におけるポストナショナルなシティズンシップの実体を描き出した、気鋭の労作である。

J-CEF NEWS

No.16
2018 AUTUMN



02 リレーエッセイ

嫌われる政治への関心を高めるにはどうするか
／沼尾 優希（京都大学公共政策大学院／京都大学主権者教育研究会）

03 特集

「わたしたち」とは誰かを問い直す視点
／菊地かおり（筑波大学人間系 助教）

05 特集

フランスのシティズンシップ教育
／大津尚志（武庫川女子大学学校教育センター講師）

07 特集

人権の視点をくりこんだ市民教育を！
／藤原孝章（同志社女子大学現代社会学部特任教授）

09 連載

スウェーデンの模擬選挙「学校選挙」が教える民主主義とは？事務局 直撃インタビューその①
／両角達平（文教大学生生活科学研究所研究員）

11 活動報告

シティズンシップ教育推進人材養成講座2018（西日本会場・東日本会場）

12 新刊紹介





嫌われる政治への関心を 高めるにはどうするか



京都大学公共政策大学院 /
京都大学主権者教育研究会
沼尾 優希

私は大学院で政治制度論と政治行動論の研究をしながら、研究会のメンバーとともに高校生を対象として学問的な観点から現代の政治を解説する出前授業を行っています。本稿では14号15号の本欄で出された現在の模擬投票活動への問題提起を引き継ぎながら、私たちの団体が学術的な観点をどのように主権者教育と結びつけているかについて書いていきます。

主権者教育の目的が政治に関する関心と判断力を持った有権者の育成にあるという点は多くの方が共有し、その手段としてメディア報道やマニフェストなどの政党の広報媒体を利用し現実政治を教育に取り入れる取り組みも広く行われるようになっていきます。しかし現実政治を直接用いる教育がどのように政治への関心を高めているのかという点はきちんと議論されるべきです。アメリカにおける無党派層の増加について、政党間の対立が激化すると人々は政党支持の明言を避け、政治に関心があると周囲に知られるような行動を避けるようになるという研

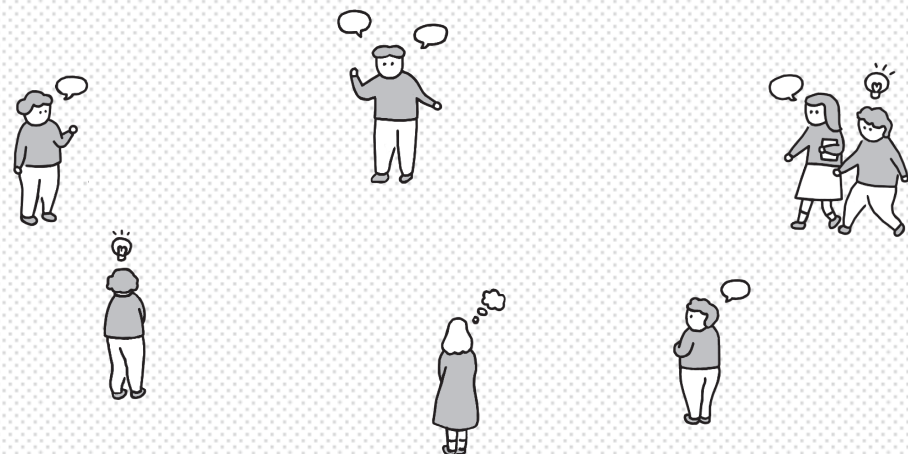
究がありますが、2017年の衆議院選挙時に希望の党が一度の記者会見をきっかけに急速に支持を落とした例などは、この研究で示された現象が日本の有権者にも当てはまることを表しています。前号の表現を借りれば、現在の日本の政党間対立は相手を正当な「対抗者」としてではなく「殲滅すべき敵」として表現されることがほとんどです。そしてこうした流れは、政治をわかりやすくすべきというスローガンのもとで表れ、節度を持った対抗関係が「馴れ合い」として否定的に捉えられてきた点にも注意する必要があります。明白な争点を設定し、政治を「わかりやすく」したいという思いが逆に政治を遠ざける原因になっていないか、そのジレンマが十分に意識される必要があると思います。

このような問題意識のもと、私たちは政治的事象の理由を理解することに重きを置いた授業づくりを心掛けています。政治に関する直接的な利害関係が薄い若者こそ、政治の背景を知り政策の有効性を検証することで政治全体への関心を高められるだろうという仮説のもと

こうした活動をしています。メディアが多様化し政治に関する情報も非常に多くなった現代だからこそ、一步引いて政治現象の理由を探る姿勢が求められていますし、その一つの手段として学術的な政治分析は有効な手段です。国政政党の分析を例に取れば、現在進行形の各政党の主張を理解することも政治への関心を高める一つの手段ですが、日本の政党間対立が歴史的にどう構成されてきたかや日本の選挙制度がどのような政党間対立を導いてきたかといった考察も政治への関心を高める重要な情報です。こうした分析を一人の有権者としての選択にどのように結びつけていくか、これまで模擬投票活動に携わってこられた方々とぜひ議論したい点です。

紙幅の都合上参考文献は省略します。詳細のお問い合わせやコメント等は下記にご連絡いただければと思います。

沼尾 優希
(snow.suzu.yuuki@gmail.com)



「わたしたち」とは誰かを問い直す視点



筑波大学人間系 助教
菊地 かおり

●はじめに

シティズンシップ教育を進める上で大切にすべきこととして、「わたしたち」とは誰かを問い直す視点について考えていきたい。シティズンシップ教育においては、参加のあり方やそこで求められる資質について議論されることが多いが、ここでは少し視点を変えて、その前提にある「誰が市民なのか」という問いに着目したい。

以下ではまず、市民であることを国民であることとの関係から検討し、その境界をめぐる政治について確認したい。続いて、イングランドのシティズンシップ教育の事例をもとに、社会を構成する「わたしたち」についてどのように考えていけばいいのかについて示唆を得たい。

1. 市民であることと国民であること

わたしは市民なのだろうか？この問いに「はい」と答えるとするならば、どのような意味においてそういえるのだろうか。例えば、以下の理由はだろうか。「参政権をもっている」、「投票に行っている」、「社会的な活動に参加している」、「自分自身が市民であるという意識をもっている」。これらはどれも、市民であることを構成する要素に思える。もし、どれかの要素が欠けていても市民といえるだろうか。

市民であること、すなわち、政治共同体の成員資格としてのシティズンシップを定義する方法はさまざまに議論されてきている⁰¹が、ここでは次の要素に着目したい。それは、地位(国籍)(status)、権利(right)、アイデンティティ(identity)である。これらの3つの要素は、従来、国民を定義する上でも重視されてきたものである。例えば、日本人とは誰か？といったとき、日本国籍を有すること、(国籍に基づく)権利を有すること、日本人としてのアイデンティティをもつことが想定されてきた。国民とはこの3つの要素がそろった状態が理想とされてきたといえる。逆にいえば、どれかの要素が欠けていることは、逸脱や是正されるべき状況とみなされてきた。とくに近代以降、「市民であること」は「国民であること」と同義とみなされるようになった。

しかしながら現実には、これらの3つの要素

の間には常にずれが生じている。わたしが着目したいのは、この「ずれ」である。国籍、権利、アイデンティティの結びつきを解きほぐし、より柔軟なシティズンシップのあり方を模索する必要があると考える。

2. 市民／国民の境界をめぐる政治

この「ずれ」について考えるとき、わたしが念頭においているのは、外国籍の人びとである。1990年代以降のニューカマーとよばれる在日ブラジル人・ペルー人の人びと、またそれ以前からのオールドカマーとよばれる在日コリアンの人びとなど、日本にはさまざまな理由から外国籍のまま居住する人びとが存在する。とくに、グローバル化にともなって外国籍人口が増えるなかで、日本社会における「市民」とは誰かを考えるとき、これらの人びとの存在を無視することはできない。なぜならば、外国籍であっても日本で生まれ、また日本で育ち、将来的には日本社会の一員となっていく人びとがいるからである。実際、外国人であってもボランティアなどによる社会参加は可能であるかもしれない。しかし、さまざまなレベルでの政治参加の機会を含め、参加のための諸条件が平等に保障されているといえるだろうか。

「かれらは勝手に日本にやってきたのではないか」という主張がみられるなかで留意しなければならないのは、そもそも誰がかれらが必要としたのかということである。その背後にある経済界・産業界の意向を見過ごすことはできない⁰²。また同時に、市民／国民の境界が誰によって、どのように決定されているのかということも重要である。具体的には、国籍法の原則や帰化の要件、入国管理の問題、外国籍住民の参政権をめぐる議論などである。これらは、いわゆる政治的な問題であるが、明白なのは、市民／国民の境界は政治的プロセスによって決定されるものであり、所与のものではないということである。「わたしは生まれながらに日本人である」という言明も、血統主義に基づく国籍制度を前提として語られている。市民／国民の境界は「自然」や「当たり前」に存在するものではなく、ま

さに政治によって創り出されているといえる。

この市民／国民の境界の揺れ動きを象徴する出来事といえるのは、「欧州連合市民権(EU citizenship)」の創設だろう。これまで国民に限られていた権利の付与を、国家を超えるかたちで(EU加盟国の国民に限定されるという留保を付しつつ)、実現しようとするものであった。翻って日本の状況をみれば、グローバル化の影響を受けつつも、外国籍の住民に対する市民／国民の境界は揺れ動く気配をみせないようにも思える。

3. 社会を構成する「わたしたち」を考える

ここで、わたしが研究のフィールドとしているイングランドを事例として上記の論点について考えてみたい。シティズンシップ教育政策の展開を1980年代から跡付けてみると、誰を市民／国民とみなすのかという点において、興味深い議論が行われている。そもそも「イギリス」においては帝国という歴史的背景から、誰が市民／国民なのかという点が明確ではなかった。また、このことがシティズンシップ教育政策にも影響を与えてきた(菊地2018)。

イングランドのシティズンシップ教育のカリキュラムにおいては、社会を構成する「わたしたち」の問題がどのように取り上げられたのだろうか。このことが教育政策上の論点となるのは、2005年の地下鉄・バス同時爆破事件以降である。この事件を受けて2007年に公表されたアジェグボ報告(Ajegbo et al. 2007)では、以下のような記述がみられる。

「わたしたちは個人として、国民として、互いの差異を尊重し、共通性を築くのか？わたしたち自身の、そして他人の独自のアイデンティティを承認するのか？市民になるとはどういうことか、また連合王国で生活するとはどのようなことかについて、わたしたちは本当に理解しているのだろうか？…(略)…連合王国の社会は多くのエスニシティ、文化、言語、宗教で成り立っており、それは常に発展している。連合王国は文化やエスニックの多様性という豊かな遺産をもち、幾世紀にもわたってそれ

を生み出してきた。…(略)…すべての子どもたちと若者が、学校における公的な、及びインフォーマルなカリキュラムを通じて、今日の連合王国に生活する人びと、かれらがなぜここにいるのかということや、かれらが貢献できることについて真に理解することは欠かせない」(Ibid.:16)。

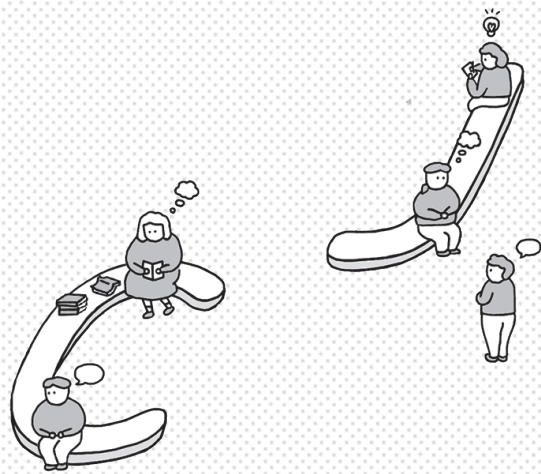
アジェゴボ報告では、シティズンシップ教育の要素に「アイデンティティと多様性：連合王国における共生」を加えることを勧告した。この要素に含まれる3つの概念として「エスニシティ、宗教、『人種』についての批判的思考」、「政治的問題と価値との明確な関連」、「シティズンシップについての現代的な諸問題に関する意見を導き出すために、教授法として現代史を用いること」が挙げられている。さらに5つの領域として「連合王国が…(略)…『複合的ネイション』国家であることについての文脈化された理解」、「移民」、「コモンウェルスと帝国の遺産」、「欧州連合」、「参政権の拡大」が示されている。これらのいずれも、国内に存在する多様な人びとの背景を理解することにつながるものであるといえる。歴史的な視点から連合王国の成り立ちや移民、コモンウェルスと帝国、欧州連合について学習することは、「わたしたち」の社会がどのように構成されてい

るのかを知る一助となると考える。

●おわりに

そもそも、ある人が政治的な意思決定にかかわることを正当化する根拠は何なのだろうか。国籍を有すること、権利を有すること、ある場所に実際に住んでいることだろうか。いろいろと議論はあるだろうが、本来は、ある決定によって直接に影響を被る存在であるということがもつとも重要な根拠となるべきなのではないだろうか。一見当たり前に思えるこの主張も、社会に目を向ければ実現されているケースは少なそうである。わたしたちは自分自身に影響をおよぼす事柄に対して、発言する機会を十分に与えられているだろうか。学校における児童生徒や教師はどうだろうか。ある決定により影響を受ける多様な関係者の存在を想定することは、声なき将来世代の存在を踏まえた「持続可能な開発(sustainable development)」という考え方に反映されているといえるかもしれない。このような発想を大切にしながら、身近な人びとを巻き込んだ「わたしたち」の問題を考えていくこともまた重要ではないだろうか。

菊地かおり
(sgtkaori@human.tsukuba.ac.jp)



◆注釈

⁰¹ 例えば、デランティは「権利、義務、参加、アイデンティティ」をシティズンシップの構成要素として挙げている(デランティ 2004: 19)。また、オスラーらは「地位、感覚、そして実践」の3つをシティズンシップの基本的な次元としている(オスラーら 2009: 11)。

⁰² 「骨太の方針 2018」(2018 年 6 月 15 日閣議決定)では、新たな在留資格の創設が盛り込まれ、外国人労働者の受け入れを拡大する方向性が示された。

◆参考文献

Ajegbo, K., Kiwan, D., & Sharma, S. (2007). Curriculum Review: Diversity and Citizenship. London: Department for Education and Skills (DFES).
オスラー、オードリー&スターキー、ヒュー(2009)『シティズンシップと教育：変容する世界と市民性』(清田夏代、関芽訳) 勁草書房。
菊地かおり(2018)『イングランドのシティズンシップ教育政策の展開：カリキュラム改革にみる国民意識の形成に着目して』東信堂。
デランティ、ジェラード(2004)『グローバル時代のシティズンシップ：新しい社会理論の地平』(佐藤康行訳) 日本経済評論社。



特集

シティズンシップ教育を進める上で何を大切にするべきか？

フランスのシティズンシップ教育

1. フランスの学校と市民の育成

フランスでは、学校教育の目的は「知識の伝達」に加えて「共和国の価値の共有させること」と法定されている(教育法典L.111-1、「教育法典」とはフランスの教育関係法令を集結させたもの)。前者は各教科の教育を通してそれぞれの分野の知識が教員から子どもへと伝達されること、後者は共和国の価値(自由、平等、寛容、人権の尊重など)は教員と子どもによって共有されることを意味する。フランスでは市民性への教育(éducation à la citoyenneté)という語句が使われることもある。それは、「社会で生きること、責任あり自由であり民主主義を支える原理や規則を知る市民となること」を生徒に可能にすることである(L.121-4-1)。

市民としての道徳(自由、平等といった共和国の価値からそれぞれ「他者の尊重」、「差別の禁止」などが導かれる)を教える「道徳・市民」科のみならず、すべての教科教育をとおして身につく力も将来の「市民の育成」のためのものと考えられている。たとえば、フランス語の時間であれば「いいことが言える、他者のいうことがきける」、数学や理科であれば「論理的に考える」、地理・歴史であれば「フランスやEUの他国、世界の国々を理解する」、体育スポーツ、音楽や美術史であれば「文化的な生活ができる」などである。

教育法典L.311-4およびL.312-15は道徳、市民教育について以下のように規定している。

学校のプログラムは、その段階に応じてフランスにある文化の多様性と豊かさを知らせる教育を含むものである。学校は、とりわけ道徳・市民教育(enseignement moral et civique)を通して、児童・生徒に人とその出自と差異、男女平等、また非宗教性(ライシテ)の尊重について習得させるものとする。(L.311-4)

道徳・市民教育の枠内では、生徒は批判的な態度を発展させ、入手可能な情報に向き合ってよく考え、…相互作用的なツールを使うことによって責任あるふるまいを身に着けるように教育させる。(L.312-15)

「批判的な態度」「よく考える」ことは、生徒が「責任ある市民」になるために必須のことと考えられている。フランスにおいて人の多様性(出自、性別、文化、宗教など)にかかわらず、他者を尊重し「共和国の価値」のもとに「多様性の尊重」がいわれる。共和国の価値を否定するという自由や多様性はない、と考えられている。自由、平等などの共和国の価値という統一性のものに、自由に自己の考えをもち、批判的に考え、文化的多様性のなかに生きることが目標とされる。なお、2015 年 11 月の「同時多発テロ」の直後はオランド大統領が「意見の多様性」を教えるように通知を出している。「意見が多様であること」自体を教えることも重要視されている。

なお、フランスの教員にとって公立学校教員も含めて政治的活動は自由であり、学校名を掲げてデモに参加している教員もいる。政治的問題について学校の授業で取り上げることは広く自由に行われている。教員の考えはあくまで「一つの考え」として生徒には受け取られる。

2. 市民教育と道徳教育

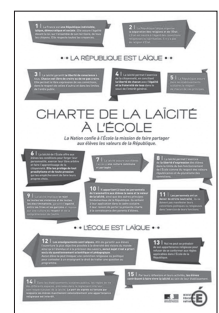
フランスの道徳・市民教育は 1882 年に制定された法律で、公教育から宗教教育(事実上、カトリックにもとづく教育をさす)を排除することが決められ、「道徳・宗教」にかえて「道徳・市民」教育が導入されたことから大きく広まった。宗教や神と切り離された道徳教育をいかに行うのか、が最大の問題となった。現在では「市民としての道徳」を教える方向に動いている。

ライシテ(非宗教性)は、フランスの市民教育が公教育からの宗教の排除をめざして行われるようになっていったという歴史的経緯があることから、市民性教育を考えるうえで大切な概念である。現在ではライシテ憲章という、ライシテに関する 15 の憲法や法律の条文をあつめたものは、掲示することが各学校に義務付けられている。そのうちの一つをあげると、フランス第 5 共



武庫川女子大学学校教育センター講師
大津尚志

和政憲法第 1 条は「フランスは不可分で非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。…フランスはすべての市民の法の下での平等を保障する。フランスはあらゆる信条を尊重する。」とある。



◀ライシテ憲章：
各学校に掲示されている。

信教の自由と両立する道徳として、非宗教的道徳(morale laïque)がフランスの学校では教えられている。現行の小学校・コレージュのカリキュラムは 2015 年に公表された学習指導要領に基づいている。週に 1 度程度の「道徳・市民教育」に関しては、「1 感受性」「2 権利と規則」「3 判断」「4 参加」の 4 領域が示されている。

上記のうち、第 1 領域は「道徳教育」の内容に近いかもしれない。たとえば小学校で「絵」をみせて「どのように受け止めることができるのか」ということを話し合うなかに、「意見や感受性の多様性」という観念を身に着ける、といった学習が行われる。

第 2～4 領域は「市民教育」の内容に近いといえるかもしれない。第 2 領域「規則と法律」のうちの「規則」であるが、学級規則や学校規則(校則)を当然ふくむことになる。

フランスの学級においては、新学期当初に学級規則については生徒の前で読み上げ、意味を確認し、言葉の定義をはっきりして確認して、必要とあれば修正するというプロセスを踏む。校則は生徒手帳(にあたるもの)に収録されているが、小学校の場合保護者の、コレージュでは保護者と生徒本人が同意を示すサインをすることとなっていることが多い。ルールを「生徒心得」ではなく、法的契約と同じように扱うあらわれといえよう。

ともに生きる、共同生活を送る (vivre ensemble) という価値はフランスでは否定されることはない。「共同生活」を円滑に過ごすためにさまざまな「規則」が存在するのであって、その存在意義などが教えられる。さらに単に「規則と法律」だけではなく、実際に「判断」し、「行動」することにまでつながることが求められている。それは、以下にのべる学校参加制度において、各自が学校に対して「参加」することに関する教育をも含む。

3. 学校参加制度と市民教育

フランスの中等学校には生徒による参加制度が導入されている。学校は教育共同体 (communauté éducative) であるとフランスでは法的に位置づけられている。校長、教職員、生徒、親らの関係者による共同体、共同生活の場である学校は、同時に民主主義の習得の場である。学校はさまざまな規則に基づき、さまざまなことを決定して運営される場である。民主的な規則にもとづき、民主的な運営が求められるのである。

コレージュ・リセでは選挙が行われる。まずクラスごとに代表 (正代表2名、予備代表2名) が選出される。コレージュ入学時には、小学校ではなかった「代表制度」に接することになるわけで、担任や生徒指導専門員 (フランスのコレージュ・リセは教科担当教員以外に生徒指導に専属する職員が配属される) から、代表制度について説明をうける。

そして期間内にクラス内で話し合い、正代表・予備代表のあわせて4名があらかじめ1組になって立候補する。なお予備代表の仕事とは正代表が評議会などに欠席時に出席することである。25人程度のクラスで4組立候補したことも筆者は実際に見学したことがあるが、約半分の生徒が立候補にかかわったことになる。

クラス代表は、クラスごとに毎学期ひらかれる「学級評議会」に出席する。学級評議会は担任、他の教員、保護者代表らとともに生徒代表が出席し、各学級でおきている問題から一人ひとりの成績判定についてまでを話し合う場所である。生徒代表はクラス全体の意見を吸い上げて発言し、評議会のあとにはまたクラス全体に報告することが求められる。学級評議会によって学級代表とともにクラスがつくられていくのである。

コレージュ・リセではクラス代表が選出されたあとに一堂に会して「代表の代表」を選出する。コレージュでは3名、リセでは5名が「学校管理評議会」に参加する。学校管理評議会は、校長、教員代表、生徒代表、親代表などによって構成される。学校の予算・決算、校則の改廃は学校管理評議会の権限である。それは、フランス共和国の国会において、予算・決算、法律の改廃が行われることに対応している。フランスの学校は校長の専権事項となることは少なく、学校管理評議会に多大な権限がある。

近年、2016年12月7日通知にて、コレージュ生活評議会が新たに設置されるようになった。メンバーは校長、教職員 (うち一人は教員)、生徒代表、親代表である。そこで議題とされることは、「校則」「学校教育計画」から「生徒の満足感、学校の雰囲気、参加意識の促進」など多岐にわたるが「中学生の言葉」を考慮し分析する場と位置付けられている。生徒の協力関係を高める場である。

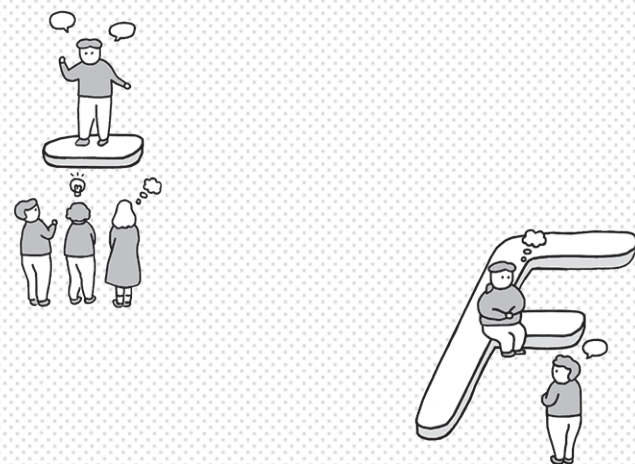
リセ生活評議会は従前からある。生活にかい議題について、例えば高校でフェスティバルを行う、他の学校と交流する、などについて話し合う場所となっている。高校生が自分の生活について考える場としては学校内に限られず、大学区リセ生活評議会 (フランスは30の「大学区」に分けられる)、全国リセ生活評議会もある。中央教育審議会にも高校生代表枠は存在している。

高校教育政策が高校生の意見を反映させて行われることは、すでにいろいろと行われている。例えば、高校学習指導要領改訂が行われるときは、高校生が集会をひらき、意見をだし、さらに実際にその意見が反映されることまで既に起きている。

フランスにおいてシティズンシップ教育は、市民革命 (コンドルセなどの思想) 期からの歴史がある。そこから学び取るものは多いと筆者には思われる。

大津 尚志

(otsut@mukogawa-u.ac.jp)



特集

シティズンシップ教育を進める上で何を大切にするべきか？



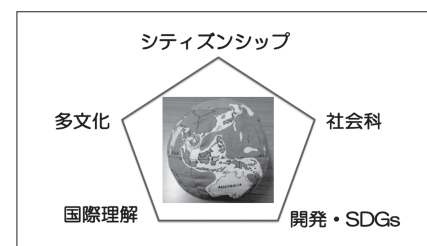
同志社女子大学現代社会学部特任教授
藤原孝章

人権の視点をくりこんだ市民教育を！

1. <私>を取り巻く最近の変化

私は、現在、大学教員と学校教員 (中学・高等学校) の経験がほぼ同じ20年ずっくらいになっています。大学では、学校現場での経験を糧に教材研究や授業づくりの視点から、内外の多文化や貧困・開発に関わる課題や社会科の教職課程に関わる授業科目などを担当しています。内外のシティズンシップ教育についても継続して研究してきました。

それらは、下の図のようにおおむね5つのレーダーチャートになります。これらは各々が時には拡大縮小したりしてきました。しかし、ホリスティックに言えばこれらはつながりあっていて、めざすものは一つです。それは、多文化・ボーダーレス・格差化に象徴されるグローバリゼーションが深まるなか、世界のことや足元のことを自分ごととしてとらえ、連帯・共生を目指し、そのために社会に参画し、社会を変革し、創造していく「グローバルな市民性」を育てること (グローバル・シティズンシップ教育: GCED) です。



▲シティズンシップ教育のレーダーチャート

最近は、「アクティブ・ラーニング」や多文化共生、外国人マイノリティの視点からの国際理解について、「ひょうたん島問題」のワークショップを依頼されることが多くなっています。「ひょうたん島問題」とは、架空の島に他の島から移民がやってきて、「一民族・一国家・一言語」の枠組みや文化の本質性が問い直しを迫られる状況とその課題について、ロールプレイを通して体験的に学んでいくものです。「ひょうたん島」のワークショップを数多く行うことでわかっ

てきたことは、社会の中で、人が公正や多様性、つながりを持って振る舞うにはどうすればよいか、多文化や人権の根底にあるのはシティズンシップではないか、ということです。

2018年の今年、2冊の本を出版する機会に恵まれました。一つは、2022年から実施される「18歳成人」に関するものです (田中治彦編 2018)。もう一つは人権教育に関する翻訳書 (A. オスラー・H. スターキー著、藤原・北山監訳 2018) です。



◀ ひょうたん島問題

2. シティズンシップ教育とは

私は、田中編 (2018、第4章) において、18歳成人社会を迎えるにあたって、大人になること、市民すなわち社会の構成員になるとはどういうことかを論じました。その問題意識は、子ども・若者も大人社会も、双方が変容し多様化しており、従来の国民教育モデルが通用しなくなっていること、そのうえで、改めて市民とは誰か、市民になるとはどういうことか、シティズンシップ教育の内実が問われているというものでした。

目次を右表に示しましたが、市民について定義したのち、市民が所属する社会の変容、市民そのものの変容、市民教育を進めるための5つの柱 (①政治的リテラシー、②社会的・道徳的責任、③社会参加・社会参画、④アイデンティティと多様性、⑤グローバル性と重層性) を取り上げ、最後に「誰が市民か」と実践的に問い続けることの重要性を述べました。私にとって、シティズンシップ教育について現段階で述べることのほとんどすべてを取り上げました。

シティズンシップ教育は、社会 (共同体)

の構成員、すなわち市民に関わる教育です。それは「市民になること」「市民であること」「市民としてふるまうこと」など市民的資質に関する教育です。だからこそ、政治的な教養を身につけ、社会に責任を持って参加するという資質が求められます。

問題は、移民などの増加によって、社会 (共同体) の構成員である市民が変容し、「一民族・一国家・一言語」を前提とした国民教育 (公民教育、主権者教育) では立ちいかなくなっていることです。さらには、グローバル化・多文化化・リスク化によって市民が所属する社会自体も固定的なもの、本質的なも



『18歳成人社会ハンドブック』の概要

1. 市民の定義
2. 個人主義と共和主義—市民の権利と義務
3. 人権の普性と地球市民—最大の共同体とは？
4. なぜ市民教育か① 国民教育から市民教育 (シティズンシップ教育) へ
5. なぜ市民教育か② 正統的周辺参加と大人社会 (共同体) の課題
6. なぜ市民教育か③ 市民性の変容と市民教育の落とし穴
7. なぜ市民教育か④ 主権者ということば
8. なぜ市民教育か④ 多文化社会、格差社会における市民性の排除
9. 市民教育のすすめ方① 三つの柱
10. 市民教育のすすめ方② 多様で重層的な市民性という柱
11. 市民教育のすすめ方③ 変容する市民性
12. おわりに—支えあう社会と市民教育

のではなくっていることです。つまり、シティズンシップ教育は、構成員（市民）が所属する社会（共同体）の変容も同時に見ておかななくてはならないのです。それは社会と個人の所属と参加の関係からいえば、変容を迫り、迫られるという相互の関係、つまり自分も社会も、声を上げ、対話し、訴え、つながることでもつくりかえていく関係性を生み出すことでもあります。シティズンシップ教育が、親密圏から公共圏への橋わたし、自分ごとと他人ごと（社会や世界のできごと）が同じになるような視点の獲得も含めて、社会参画を重視するのは、自己変容も含めたこのような関係性があるからです。

3. 人権の視点をくりこんだ市民教育を！

市民ありきではない、社会ありきでもない。双方が変容する（つくり変わる）中で両者の関係性を問うことから、正義・不正義、公正・不公正、平等・不平等、中心と周辺、マジョリティとマイノリティ、包摂と排除など、社会と人の関わり、すなわち人間の権利（人権）のありようが課題になってきます。シティズンシップ教育を人権の視点から捉えることの重要性に気づいたのは『教師と

人権教育』の翻訳に関わったからです。著者の A. オスラーと H. スターキーは、人権の視点をくり込んだシティズンシップとして、コスモポリタン・シティズンシップをすでに提唱していましたが、下記の目次に示すように、世界人権宣言や人権諸規約に見られる人権の普遍性・相互関連性を根拠に、難民、移民、女性、子ども、障害者のありようが、社会と私たちの関係性の中で＜マジョリティとマイノリティ＞、＜包摂と排除＞が生まれてくる、すなわち人権の侵害と擁護の課題が起きてくることをわかりやすく説明しています。それは、「一民族・一国家・一言語」を前提とした国民教育という国家的な物語に對峙し、人権の普遍性（コスモポリタン・シティズンシップ）の観点から議論を提起するものです。

このような著者たちのシティズンシップ教育に関する考え方を端的に示しているのが、下の表の3つの市民性です（田中編 2018：71）。これは、「地位」（市民の権利・義務）としてのみ捉える従来の国民国家的な市民性では不十分であり、社会や共同体への「所属感」が重要であり、さらには社会と人の相互の関係性からは「実践」としての市民性が重要だという捉え方です。つまり、人権の普遍性を基盤にしたコスモポリタン・シティズンシップの主張となっています。シティズンシップ教育はいま分かれ道に立っています。欧米では、社会の中で育った（home grown）若者が、社会的排除の

なかで過激主義や宗教性に傾斜していく姿があります。一方で、EU 離脱や自国第一主義などの「閉じられた」考え方も見られます。日本でもヘイトスピーチなど外国人嫌悪、社会的弱者の自己責任化の風潮が起こっています。

このような傾向に対して、シティズンシップ教育は、個人の人格や国民の品德を育成するのみであってはいけません。人権の視点を組み込み、多様なアイデンティティやグローバルな関係性をよりどころとして、対話と共生のある社会の作り手を育てるものであってほしいと考えます。

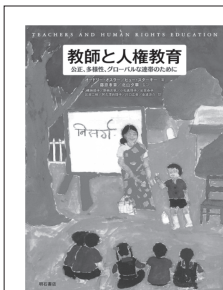
藤原孝章
(tfujiwar@dw.doshisha.ac.jp)

◆参考文献

- 藤原孝章 (2016)『グローバル教育の内容編成に関する研究—グローバル・シティズンシップの育成をめざして』風間書房
- 藤原孝章 (2008)『シミュレーション教材「ひょうたん島問題」—多文化共生社会ニッポンの学習課題』明石書店
- 田中治彦編著、林大介・藤原孝章・南部義典著 (2018)『18 成人社会ハンドブック—制度改革と教育の課題』明石書店
- オードリー・オスラー＆ヒュー・スターキー著（藤原孝章・北山夕華監訳）(2018)『教師と人権教育—公正、多様性、グローバルな連帯のために—』明石書店
- オードリー・オスラー、ヒュー・スターキー著（清田夏代・関芽訳）(2009)『シティズンシップと教育—変容する世界と市民性—』勁草書房

▼ 市民性の3つの考え方（A.オスラー・H.スターキー(2009,2018)にもとづき筆者作成）

①地位としての シティズンシップ	・国籍保有、国民としての資格・地位、選挙権の資格。 ・ナショナリズム育成の装置としての市民教育
②感覚としての シティズンシップ	・「一国家・一民族・一言語」としての近代国民国家のアイデンティティの相対化 ・多文化・多言語、複文化・複言語のアイデンティティ育成の装置としての市民教育
③実践としての シティズンシップ	・自由、平等、人権の保障を前提とした民主主義、および、探究、批判的思考、討議・熟議を内包する民主主義に基づいた、社会参加・社会参画の装置としての市民教育 ・持続可能な社会の創り手を育てる装置としての市民教育



◀『教師と人権教育』の概要

第1部	人権：行動のためのアジェンダ
第1章	三人の語り
第2章	人権の文脈化
第3章	人権の枠組み
第4章	人権、正義、平和
第2部	政治、文化、不平等
第5章	女性の人権
第6章	人権とグローバルな変化
第7章	価値、文化、人権
第3部	学校における人権と民主主義
第8章	子どもの人権
第9章	シティズンシップ教育と人権
第10章	人権、政治、学校



スウェーデンの模擬選挙

「学校選挙」が教える民主主義とは？

- 事務局 直撃インタビューその① -

●注目を集める若い世代の政治参加

18歳で投票ができるようになり、「政治教育」や「主権者教育」に注目が集まり、政治的な話題をどのように扱ったら良いかがさまざまに議論されている。それというのもこれまで日本は戦後、文科省による69年通達⁰¹を皮切りに教育と政治をわける教育の「脱政治化」が起きてしまい、飲み会のタブーの話題として「政治・宗教・野球」といわれるくらいに生活や教育から「政治」がなくなってしまったからであることは、周知の通りである。その結果、先進国の中でもだんとうで若い世代の低い選挙投票率となったという推論もよく耳にする。

国内で若い世代の市民性を育む取り組みとして「未成年模擬選挙」があげられる。

「未成年模擬選挙：有権者ではない、未来の有権者である20歳未満が、実際の選挙にあわせて実際の立候補者・政党に対して投票する。実際の選挙結果との比較や、投票理由などを議員に届ける。」⁰² 未成年模擬選挙ホームページ⁰²

その名の通り、模擬の選挙を選挙権のない生徒のために実施する取り組みである。そう練習することで、実際の選挙で投票をする18歳になったときに、学校で習ったように自分で投票するために何をしたらいいかということがわかる。これまでに延べ200校、4.5万人を超える未来の有権者が参加している。

同じような取り組みが、ここ若者参加の先進国、スウェーデンにも存在する。その名もSkolval 2018、つまり「学校選挙2018」である。未成年模擬選挙と同様、選挙が実施されるときに18歳未満の選挙権のない学校の生徒が選挙を「練習」をすることができる。今年の6月スウェーデン視察時に、学校選挙2018の事務所を設置するスウェーデン生徒組合の事務所でこの取り組みのお話を聞くことができた。

●スウェーデンではどのように学校での模擬選挙を実施しているのか？

先方は、事務局の広報部のジュリア（写真左端）とプロジェクトアシスタントのヘレナ（写真右端）だ。冠冠20歳の2人に話を伺った。



◀こちらの訪問側は YEC（若者エンバワメント委員会）の大学生らと

- Skolval 2018「学校選挙2018」とは何か？

ジュリア：学校選挙とはまず何かということ話をします。学校選挙とは、中学校（基礎学校の高等部）と高校でやっている模擬選挙です。それぞれの学校で活動していて、参加費も一切かからないし、私たちはそのための教材を提供しています。ほとんど実際の総選挙と同じ方法でやりますが、一番大きな違いとしては、ここでの投票は実際の選挙の投票には換算されないということです。一番の目的としては、スウェーデンの民主主義について学ぶということです。生徒自身が生徒のために自分たちの手によってこの活動をするのを大事にしているということです。

-1960年代から続く学校選挙の歴史

ヘレナ：結構歴史が長いので、簡単にこれまでの歩みを説明します。1960年代に最初の学校選挙を実施しました。そのときの学校選挙は、国などの公的機関がやっていたのではなくて、それぞれの学校が自分たちで、生徒と先生で勝手にやっていました。1998年になって初めて国を挙げてやるようになって、そのときに国全体での投票結果も集めるようになりました。これができるようになったのは、国のいくつかの機関とテレビ局と一緒に共同でやることになったからです。この時点で既に370校が参加していました。

2002年になってから若者市民社会庁が手伝ってくれるようになりました。そのときからこの生徒組合が責任を持って事業実施主体としてやることになりました。それから4年



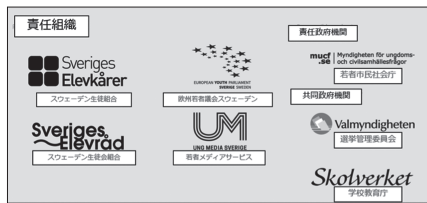
文教大学生生活科学研究所研究員 両角 達平

ごとに選挙があるので、2006年、2010年、2014年の選挙で学校選挙をやってきました。2018年に今年はなかったの、今回が生徒組合が学校選挙をやる三回目の選挙になります。

- 学校選挙はどのように実施されるのか？

ジュリア：運営の方法について話します。国からの要請で、学校、生徒組合としてやってもらいたいのは毎回、4年に一度ある総選挙のときとEU選挙（欧州議会の議員を決める選挙）です。EU選挙は来年、2019年にあります。スウェーデン政府が予算を決めて、その額がすべてこの学校選挙につきます。スウェーデン政府が方針を決めて、それに従ってやってくださいねっていうのを、若者政策を管轄するスウェーデン若者市民社会庁にやってくださいとお願いするということです。スウェーデン若者市民社会庁が、実際に現場でどこが学校選挙をやるのかを選ぶ事業の責任主体の省庁です。その下に今、私たちがいるということです。

「私たち」というのは、生徒組合の他に3組織が事業実施体として選ばれているからです。他にも、選挙管理委員会と学校教育庁が共同実施政府機関となっています。図示するとこのようになります。



スウェーデン生徒組合とスウェーデン生徒会組合の違い⁰³

- 学校選挙の予算は？

ヘレナ：予算規模としては、スウェーデン政府は約6000万円ほどを若者市民社会庁に渡して、そこから約3600万円くらいがこの若者団体におりてきます。若者市民社会庁だけでなく、選挙管理委員会とも一緒に仕事をしています。選挙管理委員会と一緒にやっているから、実際の選挙に使われている用紙

スウェーデンの模擬選挙「学校選挙」が教える民主主義とは？ - 事務局 直撃インタビューその① -

だったり、投票用紙を教材として使います。もう一つ、一緒に仕事をしている省庁に学校教育庁があり、学校や校長との連絡を助けてもらったり、学校の法律に沿って実施できるように手伝ってもらっています。

- 学校選挙を実際にする生徒の数はどのくらい？

ジュリア：数字について話します。2014年、50万人の生徒が投票する権利を持っていました。中学生と高校生で学校選挙に参加することができたのが50万人。1,800校が学校選挙を実施する登録をして、その結果、50万人の13歳から18歳の子ども・若者の77.5%が学校選挙に参加しました。実際のスウェーデンの総選挙の投票率は85%なので、それと比べたら、なかなか投票率も高いですね。

実際の選挙ではスウェーデンは18歳から投票でき、18歳の人を「初回投票者」というんだけど、その人たちの投票率は83%でした。投票するのは義務ではありません。学校選挙も拡大していて、今年は2,000校が目標で今のところ（総選挙時の3ヶ月前で）1,300校が実施の登録をしています。8月の初旬までにまず登録を済ませてもらって、8月27日から9月7日の間に、生徒たちが投票する日を設定してもらいます。本物の選挙の投票日は9月9日だから、それより前の期間に学校選挙をやってもらおうということです。来年は、EU選挙で同じように学校選挙をやります。

- 学校選挙の究極の目的は何か？

ヘレナ：目的について話します。私たちとしては、選挙が公正・公平であることを大事にしています。つまり、投票は守秘義務があり、匿名であるべきであるし、学校の授業の一コマとしてやるのではなくて、ボランティアで（自発的に）参加してもらうということです。このように、公正・公平な選挙をやるためには、学校選挙の担当者がそれぞれの学校について、実際にこの教材のとおりを実施しているかをチェックします。この教材の方では、こういう手順でやりましょうというのが明確に書かれています。そのようにモニタリングをしています。

この学校選挙を通じて、スウェーデンの民主主義がどう機能しているのかを理解すること、そういう教育的な目的もあります。学校選挙をやって単に投票用紙、票を投票箱に入れるだけではなくて、それ以上の政治的な議論を活性化することにつながることを目的にしています。ですので、できるだけ生徒たちが自分たちで刺激しあい、自分たちの手によってそういう討論の場や学校選挙を開催できるようにすることを目的にしています。学校選挙自体も楽しくやることも大事にしています。楽しければ楽しいほど、生徒たち自身も自分たちでやってくれるんじゃないかと思っています。

- 学校選挙を実施するのは生徒自身

ジュリア：最初にも話したとおり、生徒自身が学校選挙を実施するのです。だから、生徒

たちがいつやるか、先生たちとどうやってやるか、先生たちと何をするのも決めます。それを私たちがサポートするために、必要な教材を送ったり、ウェブページで情報発信をしているということです。それぞれの学校の生徒組合に加盟している生徒会や、社会科の先生と連絡をとるのも生徒たちがやります。学校選挙事務局がすべての学校にメールを送って、電話をして、社会科の先生に連絡をとることは最初にやりますが、私たち自身が生徒会に直接連絡をとることもできます。他にやっているのは、障がいをもった生徒たちへの支援です。あと、経済的、社会的に困難な状況にある生徒にもサポートをしています。例えばインスタグラムでは開票作業の方法のビデオを公開しています。 - 次号へ続く -

両角 達平
(tatsuhei.morozumi@gmail.com)

◆注釈

- ⁰¹ 文科省による 69 年通達
<https://tatsumarutimes.com/archives/3499>
⁰² 未成年模擬選挙ホームページ
<http://www.mogisenkyo.com/>
⁰³ スウェーデン生徒組合とスウェーデン生徒会組合の違い
<https://tatsumarutimes.com/archives/4273>

◆参考文献

- 学校選挙 2018 のホームページ：
<https://skolval2018.se/>
- Special Thanks : Ryosuke Matsumoto



活動報告

シティズンシップ教育推進人材養成講座 2018（西日本会場）

2018年8月21日、シティズンシップ教育推進人材養成講座「出前授業での深い学びをつくりだす力を磨こう」（西日本会場）を開催いたしました。

本講座では、それぞれの現場で学校と連携して行われている「出前授業」について、暗黙知化されているノウハウや、課題意識を共有し解決指針を共創することで、より深い学びのある授業設計や協働のあり方を構築するプログラムを組み立てています。

先駆的で実践的な事例紹介や、分かりやすく受け手が主体的になれる出前授業の作り方を越智大貴さん（NPO 法人 NEXT

CONEXION代表理事）から、出前授業をオーダーする側からの視点で、学校ニーズの掘り起こし方を杉浦真理さん（立命館宇治中学・高等学校）から話題提供いただき、全体進行は東大地（NPO 法人 Mielka）が担当しました。

様々な分野で、しかし共通する課題がある方々が集まり、一つの質問が全体の課題となり、自然と議論が発展していく場へ。また、学校の先生方もご参加くださり、出前授業をオーダーする側からと受け手側からのそれぞれのニーズを確かめ合い、よりよい協働のあり方を再考する機会になりました。こうして学校の教員を含め様々な方

が出会い、疑問を共有しながら近づき、解決指針をつくる過程は、今後開かれた教育課程を実践していく上で求められることでしょう。今後もプログラム内容をブラッシュアップし、定期的に本講座を開催してまいります。（東大地）



シティズンシップ教育推進人材養成連続講座 2018（東日本会場）

2018年度から段階的に実施されている新学習指導要領の中核には、「社会に開かれた教育課程」という方向性が示されました。子どもたちの学びを学校内に閉じず、"より良い社会の作り手となるような市民"の育成を目指した「シティズンシップ(市民性)教育」が、

学校の先生はもちろん、行政や議会、NPO関係者などからも大きく注目されています。

しかし一言で「シティズンシップ教育」といって、その実践のアプローチは非常に多種多様であると言えます。「興味はあるけれど、どこから手を付けたらいいのか…」と頭

を悩めている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。このような背景を踏まえ、シティズンシップ教育推進人材養成講座（東日本会場）では、全8回の連続講座を通して、「学校・家族・地域・国・世界」の5つの切り口からシティズンシップ教育を考えていきます。

実施済みの講座

～ 第1回『シティズンシップ教育に基づく新しい学校づくり・授業づくり』～
▷ ゲスト 唐木清志さん（筑波大学人間系教授）
▷ 日時 2018年9月2日（日）

～ 第2回『学校とシティズンシップ教育部活動から考える』～
▷ ゲスト 長沼豊さん（学習院大学文学部教授）
▷ 日時 2018年9月23日（日）

～ 第3回『家庭とシティズンシップ教育 一個人の人生から考えよう』～
▷ ゲスト 木村裕美さん（都立高校家庭科教諭・「人間と社会」教科書執筆者）
▷ 日時 2018年10月21日（日）

今後開催する講座

～ 第4回『特別支援学校とシティズンシップ教育（仮）』～
▷ ゲスト 宮田愛さん（東京都特別支援学校教諭）
▷ 日時 2018年11月10日（土）13:00～15:00

～ 第5回『地域の政治とシティズンシップ教育（仮）』～
▷ 日時 2018年12月開催予定

～ 第6回『国の政治とシティズンシップ教育（仮）』～
▷ ゲスト 大畑方人さん（都立高校教諭）
林大介さん（模擬選挙推進ネットワーク代表／東洋大学ボランティア支援室ボランティアコーディネーター）
▷ 日時 2019年1月19日（土）13:00～15:00

～ 第7回『グローバル政治とシティズンシップ教育（仮）』～
▷ ゲスト 水山光春さん（青山学院大学教育人間科学部特任教授）
▷ 日時 2019年2月開催予定

詳しくは日本シティズンシップ教育フォーラム（J-CEF）の会員メーリングリストやFacebookページをご覧ください。